

第3次 行政改革実施計画総括表（検証結果）

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
A 財政部門 における 実施計画	1 住民サー ビス向上 の視点を 重視した 事務事業 の見直し	1 事務事業 の整理合 理化	1 事務事業の整理 合理化	1 事務の簡素化、マニ ュアル化、決裁規定及び 支払い事務の見直し。 (12年度実施済)	見直し 実施					未実施	事務の簡素化等を検討するた め、平成15年8月に事務改善委員 会を設置したが、合併の取り組 みを始めたために、協議が中断 している。			今後必要な取り組み・見込まれる効果 事務改善委員会を事務改善分科会 として再開し、詳細に内容の把握 を行い、関係課室局との調整が必 要である。 事務の簡素化、決裁時間の短縮、 町三役の時間確保が図られる。	行政運営	1		
				2 情報化の推進。(各種 証明のO A化、オンラ イン化)	検討	一部 実施	実施			実施	庁内LANの構築、インター ネットの整備、証明のO A化	庁内LANの構築によ り、職員間の情報の共有 が図られた。また、情報 系LANにより他の自治 体等の情報入手が容易に なった。				行政運営	2	25
				3 事務分掌の見直し。 (課、係の現状にあっ た配置、連携に則した 事務分掌の見直し)	検討	実施				実施	平成14年度機構改革(全庁的) 及び平成16年度まちづくり対策 課、人事係の新設など、その 時々の実情にあった対応を行っ ている。		定員管理を考慮した、長期的・計 画的な取り組みが必要である。	中・長期的な計画を策定(5年後 の定員適正化も考慮して取り組 む)し、定期的に見直しを行うよ うにする。 今後、組織機構(職員数・配置 等)を検討する際、参考に出来る。	行政運営	3		
			2 事務改善委員会 の設置	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					実施	平成15年8月に事務改善委員会を 設置したが、合併の取り組みを 始めたために、協議が中断して いる。		事務改善について、職員からアン ケートを徴しているが、分析を 行っていない。	内容によっては17年度中に達成で きるものもあると思われるので、 早急に事務改善分科会内部の構成 を見直し、検討内容(アンケート の分析を含む)の絞り込みを行な う。また職員提案制度のシステム 化を図る。 職員の意識高揚、事務の効率化に より財政上の効果も見込まれる。	行政運営	4	19 28		
			3 職員提案制度の 採用	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					未実施	合併の取り組みを始めたため に、協議が中断しているが、事 務改善分科会を再開すること により、平成17年度内の制度の立 ち上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提 案制度のシステム化を図る。 職員の意識改革、職員の行財政に 関する意識の高揚。	行政運営	5	20 98		
			4 企画政策委員会 の設置	1 別掲(効果的な行政運 営と職員の能力開発等 の追及の項)					未実施	設置には至らなかったが、委員 会の性格を明確にし、どのよう な内容を検討・協議するかある 程度まで絞り込めば、平成17年 度内の設置は可能である。		委員会が未設置であったのは、委 員会の目的が明確でなかったため 検討・協議のテーブルを設置でき なかったことによると思われる。	企画政策委員会を企画政策分科会 として、平成17年度内の設置を目 指す。また、分科会の性格、方向 付けを定め、行政検討手段の研究 及び町民提案制度のシステム化を 図る。 町長に対し職員が考える行政運営 を伝えることや、町民から政策的 提案を受けることにより、町長の 選択肢が広がる。また職員と町執 行部との意思の疎通が図られる。	行政運営	6	21		
			5 申請等の事務手 続の簡素化	1 様式の簡素化。(様式 の全面的見直し)	検討	実施			実施	庁舎内のO A化に伴い、一部見 直しを行ってきたが、全面 的見直しには至っていない。		申請書等様式については法令等で 規定されているものが多くあり、 町単独で変更できないものが残 る。	町独自のものの抽出、法令等の規 定によるものは関係機関との協 議・検討を行い、簡素化できるも のは平成17年度内に様式の変更を 行う。 事務処理の迅速化、申請者等の記 載等にかかる負担の軽減。	行政運営	7			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 押印の省略及び処理日数の短縮。	検討	実施				実施	平成14年度から、採用試験申込書及び社会教育施設使用申請書について、押印の省略を行っているが、全体的な検討は行っていない。			事務改善分科会で検討し、法令等で規定されているもの以外について、平成17年度内にできるものから押印の省略を行う。	行政運営	8	
		2 補助金、負担金及び交付金の見直し	1 補助金等の見直し	1 財政改革委員会を設置し、既設補助金等の必要性、効果等を測定し抜本的な見直しを行う。	検討	実施				実施	平成14年7月に財政改革委員会を立ち上げ、平成14年12月に中間報告書の提出を行った。平成16年度までに12件の補助金を廃止（うち2件は一部廃止）し、23件の補助金額の20%以上を削減することができた。	平成13年度から比較して平成17年度では29,345千円の減額。	中間報告書の見直し事項のうち、47項目は達成できたが、残る補助金及び負担金・交付金等の223項目について、国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外は、更に精査する必要がある。	国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外の個々の項目について、各課局において団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。また、目標率を決め段階的に縮減するようにし、団体の自主運営を促す。	財政	9	22
			2 補助金等の削減	1 終期を設定するサンセット方式を導入し削減目標を定めて段階的に実施する。	検討	実施				実施	平成14年度5件、平成15・16年度に7件廃止（うち2件は一部廃止）	平成13年度からの補助金減額29,345千円のうち、サンセット方式によるものは、25,060千円の減額。			財政	10	
			3 補助目的達成のための協議	1 補助目的達成のため、補助対象者等と定期的に協議を行う。						実施	各課局において随時協議を行っている。		各団体の繰越金や積立金が多額になったりしていないか、補助金の目的が達成していないか十分精査する必要がある。	平成17年度中に、個々の項目について各課局において補助対象団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。平成18年度当初予算から反映できるようにする。	財政	11	
		3 使用料及び手数料の見直し	1 使用料、手数料の見直し	1 受益者負担の原則に基づき類似の自治体との均衡を見ながら料金の改定を行う。	検討	実施				未実施	合併の取り組みにより、近隣市町の現状を把握することはできたが、料金の改定は行っていない。		合併に組み込みにより、近隣市町の状況を把握した中では、水道使用料、保育料、公共施設の使用料等については見直す必要ができた。	住民負担が増額になることを考慮して、何年間かけて段階的に料金の改定を実施する必要があり、平成18年度より見直しを行う。	財政	12	
			2 住宅使用料の見直し	1 家賃決定方式の改正が行われた公営住宅との公平性を保つため、改良住宅にも応能応益制度の導入を要する。	検討	実施				未実施	改良住宅を建設した当初のいきさつから根強い意識が強く、公平負担への意識改革が困難である。			入居者の理解を得て、負担の能力に応じた応能応益制度を導入し、公営住宅との公平性を図る。平成18年度より住民負担を考慮しながら協議し、段階的に見直す。	財政	13	
		4 民間活力の導入	1 事務及び業務の委託	1 公共施設及び公園等の管理委託。	検討	導入				実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅管理委託（指定管理者：JR九州、株駅レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定して	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は 5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。	行政運営 施設	14	16 102

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 浄水場運転業務の民間委託。	検討					未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		水道法改定により、民間委託が可能となったが、企業経営上、経済効果等の十分な検討が必要である。	民間委託による経済効果の検証及び他市町の実態調査が必要である。また、経済性・安全性を見極める必要がある。 企業の健全経営が図れ、将来にわたり安定した水の供給ができる。	行政運営 施設	15	118
				3 その他民間活力の導入可能なものについて調査検討。	検討					実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅の管理委託（指定管理者：JR九州、(株)レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定している。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は 5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。 経費及び人員削減。	行政運営 施設	16	14 102
	5 広域行政の推進	1 広域的な行政体制の強化	1 広域的な人材確保、研修、人事交流及び人材育成の推進。	検討	実施					未実施	合併を進めていたので、計画立案できる環境ではなかった。			人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。 平成18年度以降、人事交流を行っていくことにより、各業務毎にスペシャリストを育てることができ、住民に対しての高度な公共サービスが展開できる。	組織機構	17	23 101
			2 広域的な情報ネットワーク及び公共施設の広域的調整、利用等今後望ましい広域行政の在り方について検討、協議する。	検討						実施	広域行政の最たるものが合併であり、近隣市町との取り組みを行ってきた。		合併の取り組みが不調に終わったため、今後は合併特例法（新法）での合併も視野に入れた取り組みが望まれるが、国及び県の動向を見守る必要がある。	再度、合併の取り組みが始まれば、関係市町と十分協議を行うことは当然であるが、常日頃から近隣市町の動向を把握することが必要である。 合併により財政基盤の安定化と事務の効率化及び住民サービスの向上が図られる。	行政運営	18	
	2 効果的な行財政運営と職員能力開発等の推進	1 事務改善委員会の設置と活動の活性化	1 事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直し作業の支援を行うなど、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。	検討	実施					未実施	平成15年8月に事務改善委員会を設置したが、合併の取り組みを始めたために、協議が中断している。		事務改善について、職員からアンケートを徴しているが、分析を行っていない。	内容によっては17年度中に達成できるものもあると思われるので、早急に事務改善分科会内部の構成を見直し、検討内容（アンケートの分析を含む）の絞込みを行なう。また職員提案制度のシステム化を図る。 職員の意識高揚、事務の効率化により財政上の効果も見込まれる。	行政運営	19	4 28
			2 職員提案制度の採用	1 職員の提案制度をシステム化し行政運営のあり方や、政策的提案について、事務改善委員会、企画政策委員会及び財政改革委員会に提案できる体制を図っていく。	検討	実施				未実施	合併の取り組みを始めたために、協議が中断しているが、事務改善分科会を再開することにより、平成17年度内の制度の立ち上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提案制度のシステム化を図る。 職員の意識改革、職員の行財政に関する意識の高揚。	行政運営	20	5 98

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
		2 企画政策委員会の設置と活動の活性化	1 企画政策委員会の設置と活動の活性化	1 企画政策委員会を設置し、計画的総合的な行政運営を目指す。また、政策的提案について町民の提案制度を設け活発な町作りを推進する。	検討	実施				未実施	設置には至らなかったが、委員会の性格を明確にし、どのような内容を検討・協議するかある程度まで絞り込めば、平成17年度内の設置は可能である。		委員会が未設置であったのは、委員会の性格が曖昧だったため検討・協議のテーブルを設置できなかったことによると思われる。	企画政策委員会を企画政策分科会として、平成17年度内の設置を目指す。また、分科会の性格、方向付けを定め、行政検討手段の研究及び町民提案制度のシステム化を図る。	行政運営	21	6
		3 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営	1 財政改革委員会の設置	1 財政改革委員会を設置して、補助金、負担金等の経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、財政の適正かつ効率的な運営を図るために具体的な方策と方向性を示す。	検討	実施				実施	平成14年7月に財政改革委員会を立ち上げ、平成14年12月に中間報告書の提出を行った。平成16年度までに12件の補助金を廃止（うち2件は一部廃止）し、23件の補助金額の20%以上を削減することができた。	平成13年度から比較して平成17年度では29,345千円の減額。	中間報告書の見直し事項のうち、47項目は達成できたが、残る補助金及び負担金・交付金等の223項目について、国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外は、更に精査する必要がある。	国・県の補助対象分等の、止むを得ない項目以外の個々の項目について、各課局において団体と十分協議し、経費節減の痛みを分かち合うことを理解していただく。また、目標率を決め段階的に縮減するようにし、団体の自主運営を促す。	財政	22	9
		4 専門職の確保と育成	1 専門職の確保と育成	1 土木、建築、福祉等の分野での専門職の確保に取り組むと共に、地方公共団体間における専門職の派遣の実施。	検討	実施				未実施	合併を進めていたので、協議が中断している。			人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。	組織機構	23	17 101
				2 専門職育成のため、専門的研修や職場外研修の実施。		実施				実施	福岡県市町村職員研修所が実施する専門的知識習得のための選択研修実施計画に基づき、専門性の高い業務と人材育成に向けた職員参加の専門研修を実施し、平成13～16年度間で31名が参加している。（参考：一般研修は85名が参加）	専門的知識を要する事務の遂行上、必要な知識の修得により、自治体職員としての実務対応能力の向上が図られている。		平成18年度以降、人事交流を行っていくことにより、各業務毎にスペシャリストを育てることができ、住民に対しての高度な公共サービスが展開できる。	組織機構	24	
	3 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上	1 情報化の推進	1 情報化の推進	1 庁内の情報化を推進する。	検討	検討 実施	実施			実施	庁内LANの構築、インターネットの整備、証明のOA化	庁内LANの構築により、職員間の情報の共有が図られた。また、情報系LANにより他の自治体等の情報入手が容易になった。			行政運営	25	2
		2 住民の立場に立った窓口サービスの向上	1 住民の窓口サービス向上の推進	1 総合窓口を設置し住民サービスの向上を推進する。	検討		実施			実施	窓口担当者会議の中で、総合窓口一本化に対応できる職員養成の問題や、各課の申請用紙等の相違による手続きに関する条例改正及び施行規則等の変更の問題など検討は行ったが、設置には至っていない。		具体的解決策の取りまとめは行っていない。	事務改善分科会で先進地視察を行い、調査研究することが必要である。	行政運営 組織機構	26	34
				2 住民票、印鑑証明書等の自動交付機の導入を図り、住民サービスの向上に努める。	検討		実施			未実施	財政面の問題から実施できなかった。		自動交付機の導入には、1台あたり約2500万円の費用が必要である。	導入した場合の利用者数の調査や費用対効果を検討する必要がある。	行政運営	27	
														住民サービスと窓口職員の事務の軽減。			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
B 組織・機 構部門に おける実 施計画	1 事務事業 の見直し に関する 事項	1 事務事業 全般の整 理合理化	1 各課分掌事務の 整理合理化につ いての可能性 組織全般につ いて 再編による課、 係の統廃合を基 本として	1 事務改善委員会（各課 より1名で構成）を設 置する。事務改善委員 会は、総合的な視点か ら事務の改善が図れる よう課・係の事務につ いて、問題点（課題） を検討し、年に1度 は、町長に提案する。	実施					実施	平成15年8月に事務改善委員会を 設置したが、合併の取り組みを 始めたために、協議が中断して いる。		事務改善について、職員からアン ケートを徴しているが、分析を 行っていない。	内容によっては17年度中に達成で きるものもあると思われるので、 早急に事務改善分科会内部の構成 を見直し、検討内容（アンケート の分析を含む）の絞り込みを行な う。また職員提案制度のシステム 化を図る。 職員の意識高揚、事務の効率化に より財政上の効果も見込まれる。	行政運営	28	4 19
				2 計画的な人事異動（3 ～5年を目的）の実施 により職場の活性化・ 効率化を図る。 平成18年度以降の課 設置を想定した定員管 理を行う。	実施				未実施	職員定員管理の適正化計画が未 策定の現状で、組織機構の整理 合理化が未達成で、計画的な人 事異動が実施できていない。		平成18年度以降を見据えた組織機 構の再編、統廃合による課・局の 整理合理化を達成し、併せて組織 機構に対応した職員定員管理の適 正化計画を平成17年度中に策定す る必要がある。	平成17年度中に組織の整理合理化 計画及び職員定員管理の適正化計 画を策定し、平成18年度からの実 施を目指す。 職員の計画的、定期的な人事異動 （3年～5年）を実施することに よって、公務員としての幅広い知 識と経験が身に付き職場の活性 化、効率化と併せて人材育成を図 ることができる。結果として住民 サービスの質の向上が見込まれ る。	組織機構	29		
				3 課内において、管理職 は所掌事務を把握し、 適正な事務量を職員に 配分する。	実施				実施	平成13年度から平成17年度の各 年度期間の職員の人事異動に伴 い実施されている。現在の組織 機構における各課内の事務分掌 は「鞍手町課室の事務分掌規 則」で規定されており、その分 担事務量の配分については、課 長補佐及び係長が中心となって 実施し、これに基づき管理職は 課内の所掌事務を把握してい る。	現在の組織機構体制にお いては、分担事務の適正 配分に寄与している。	職員の事務量の適正配分を実施す るには、既存の組織機構ではな く、今後、再編する新しい組織機 構と行政運営計画の策定を待つて 対処する必要がある。 平成18年度以降に実施する組織機 構の整理合理化で再編成される課 等の具体的な基本方針と、行政運 営専門部会の策定する改善実施計 画案との整合性を図りながら、新 しい組織機構の中で非効率的な業 務プロセスを検証し、効率的な業 務処理がされるような課・局の設 置とそれに適合した職員配置計画 を策定する必要がある。	平成18年度実施に向け、事務改善 分科会をはじめ、職員提案制度等 をフルに活用し、職員自らが今ま での非効率な業務プロセスを検証 し、改革実施計画策定に取り組む 必要がある。 既存の組織機構、行政運営を抜本 的に見直すことで、職員の事務量 の適正配分と非効率な業務の解消 が可能となり、少ない人員による 効率の良い業務体制を確立するこ とが見込まれる。	組織機構	30		
				4 他課との間における関 連事務の整理・合理化 を検討、実施する。	検討 実施				実施	平成14年度機構改革（全庁的） 及び平成16年度まちづくり対策 課、人事係の新設など、その 時々の実情にあった対応を行っ ている。		これまでの組織構成は、全庁的に 意見の聴取等を行ったものではな いため、制度的には調整、合理化 を進めるようにはなっていない。	事務改善分科会において、各課室 局の関連事務の把握を行い、毎年 度管理職による調整・検討を行う 制度を立ち上げる必要がある。 翌年度の機構、人事異動を考慮す る際に、時代に即した計画・変更 が可能となる。	行政運営	31		
				2 住民の立場に 立った窓口サー ビスの向上 窓口担当係で検 討会議の実施	検討 実施				実施	住民の立場に立った各課室局の 窓口業務改善検討のため、平成 14年度に窓口担当者会議におい て取りまとめた会議報告書は作 成されている。		当時の事務改善委員会が未設置で あったため、改善案のとりまとめ がなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14 年度に窓口担当者会議で取りまと められた会議報告書を、事務改善 分科会で再検討し、組織機構専門 部会で最終協議後、取りまとめる 必要がある。 また、課、係の配置並びに施設の 改善については、行政運営専門部 会の改革実施計画案が取りまとめ られた段階で、住民が利用しやす い課等の配置計画案を策定するこ とが必要である。 住民の立場に立った窓口サービス の提供が見込まれる。	組織機構 施設	32	33 104	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 受付の方法、来庁者への対応等、丁寧・親切・迅速を目標に、係員全員が対応できるようマニュアルを作成するなどの改善を検討し実施する。	検討	実施				実施	住民の立場に立った各課室局の窓口業務改善検討のため、平成14年度に窓口担当者会議において取りまとめた会議報告書（窓口・電話・クレームの各種対応マニュアル案を含む）は作成されている。		当時の事務改善委員会が未設置であったため、改善案のとりまとめがなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14年度に窓口担当者会議で取りまとめられた会議報告書を、事務改善分科会で再検討し、組織機構専門部会で最終協議後、取りまとめる必要がある。	組織機構	33	32 104
				3 住民サービスの向上を図るため、総合窓口の設置を検討する。	検討					実施	窓口担当者会議の中で、総合窓口一本化に対応できる職員養成の問題や、各課の申請用紙等の相違による手続きに関する条例改正及び施行規則等の変更の問題など検討は行ったが、設置には至っていない。		具体的解決策の取りまとめは行っていない。	事務改善分科会で先進地視察を行い、調査研究することが必要である。	行政運営 組織機構	34	26
			3 公用車の配置、私用車の使用について	1 公用車の配置課、配置台数の見直し、及び未配置の課、出先機関の実態を調査・検討し、適正な公用車の配置を実施する。	検討	実施				実施	新たに建設課、下水道課に公用車を導入したが、財政的に困難であったこと、また車両の保管スペースが確保できなかったことから、完全には実施できていない。		財政措置及び車両保管スペースの確保。	公用車の配置課、未配置課および出先機関の実態を調査し、年次計画・財政計画を立てる必要がある。	行政運営	35	
				2 私用車の公用使用時における燃料の支給、事故の対応などのマニュアルを作成し職員へ周知を図る。		実施				実施	私用車の公用使用にかかる燃料支給は実施しているが、事故の対応などの具体的なマニュアルは作成していない。			平成17年度内に私用車公用使用時の事故対応マニュアルを作成し、燃料の支給については、公用車の導入と合わせ検討していく必要がある。	行政運営	36	
			4 税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置 担当職員で協議する検討委員会の設置	1 滞納等に対処するため、担当職員で協議する検討委員会を設置し他市町村の対応等について、調査・検討を行い機構再編を含め事務改善委員会へ提案を行う。	検討					実施	平成14年度に「滞納等に係る検討委員会」を設置し、中間報告の原案を作成した。		「滞納等に係る検討委員会」では、中間報告の原案を作成したが提出までにいたらなかった。現在の状況と合わない部分もあることから、原案を基に、再度協議を行う必要がある。	平成17年度中に町立病院・下水道・老健施設を含めた滞納処理分科会を設置し、再度協議を行う。	財政	37	105
			5 学校給食費未納についての対応 学校給食運営審議会において、学校給食費未納の対策について協議する。	1 学校において、未納に対する指導を進める		実施				実施	平成15年度中に、各学校に未納に対する指導の協力をお願いした。	学校給食費の未納に対する指導の実施について、教職員にも認識ができ、児童及び保護者に対し納入指導ができた。	依然として未納者が多い。	学校での納付指導には、子ども達に対して精神的な負担にならないように十分な配慮が必要である。また滞納処理分科会で、他の未納金と併せて対策を検討する。	財政	38	
				2 職員による訪問徴収を強化するなど徴収体制の整備を図る。		実施				実施	学校教育課長とセンター次長により、訪問徴収を行ってきているが、体制の強化は図っていない。			訪問徴収することにより、子ども達に対して精神的な負担にならないように十分な配慮が必要である。また滞納処理分科会で、他の未納金と併せて対策を検討する。	財政	39	
	2 組織・機構の見直しに関する事項	1 現在の組織・機構の見直し	1 総務課（課の再編） 総務課における業務として、地域情	1 課長補佐を係長兼務とし、職員1名を減員する。		実施				実施	平成16年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	40	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
〇事項			報化、IT関連事業など、新たな行政需要が増大している状況から、総務課に集中する業務を分散し、各課室局の事務量の均衡化を図る必要がある。そこで、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していくため財政部門と企画都市計画部門との連携が重要となってくることから財政係（入札・契約業務を除く）を企画調整課に移管する。女性政策に関する業務を新設する「人権推進課」に移管する。	2 財政係を企画調整課へ移し、所掌事務のうち、入札・契約業務を管財係へ移管する。		実施					実施	平成14年度実施	総務課に集中する業務の内、財政部門を企画部門に編入したことで、事務量の均衡化が図られ、将来の町づくりに必要な総合計画及びマスタープラン等に基づく実施計画や予算編成が集中的且つ一元的にできる体制強化が図られた。			組織機構	41	53
				3 管財係は職員1名を増員し、入札・契約業務を所掌する。		実施					実施	平成14年度実施	財政部門から入札・契約業務を管財係に移管、切り離すことで、入札・契約業務のより一層の透明性が図られた。			組織機構	42	
				4 情報管理係は職員1名を増員し、総務課に窓口を置き、電算室での業務は、通常2名体制とし、情報公開等、IT関連業務を所掌する。		実施					実施	平成15年度実施	情報管理係員を1名増員することで、住民からの行政事務情報の開示請求等が行われた際、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく窓口対応事務が適切且つ迅速に行われるようになった。			組織機構	43	
				5 町有財産における未登記物件について、事務処理の効率化を図るため、民間委託を推進する。	実施					実施	昭和30年以降の町買収物件のうち未登記のものは、平成17年1月末現在で617件あり、民間の専門業者への委託を実施し未登記物件の解消を図っているが、国調修正に関わる処理案件が多発しており、総数が減らない現状である。	随時処理を行なっているが、案件が多いため、相当な整理期間と、測量費などの多額の経費が必要となる。	未登記物件の件数・個所等について、民間に委託して全体像の把握を行う必要があるが、相続等により年数が経つに従い、より解決に時間を要するため、早急な取り組みが必要である。また、未登記物件を専門的に処理する体制の創設、事業用地取得を所掌する用地課等の新設、または現行管財係の人員増などの措置が必要である。 未登記物件の解消が図れる。	行政運営 組織機構	44			
				2 住民課（内部調整）	1 課長補佐は、係長を兼務し、職員1名を減員する。		実施				実施	平成14年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	45	
			2 環境整備係は、権限委譲に伴う狂犬病予防接種等の保健所業務の移管、衛生センターに係る事務、鞍手町環境保全実行計画の推進など、事務量の増加等に対応するため、職員1名を増員する。		実施				実施	平成14年度実施	環境整備係員を1名増員することで、保健所移管事務のスムーズな業務処理と環境行政業務全般の体制強化が図られた。			組織機構	46			

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連				
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果			
			3 保険課 (内部調整)	1 保険年金系の事務分担の見直し、再配分を行い事務の効率化を進め、将来、職員1名を減員する。		検討					未実施	平成13年度に保険課保険年金系の事務分担の見直し、事務量の再配分を実施し、事務の効率化を図ったが、職員1名減を実施するほどの効果は得られず、また事務の多様化等により、現状での減員は達成不可能となった。				平成18年度以降を見据えた組織機構の再編、統廃合による課・局の整理合理化による新組織機構体制が確立された段階で、保険年金系の定数を検討する必要がある。 平成18年度実施を目標に策定する新組織機構改革実施計画案においては、保険年金係をはじめ、すべての部署の業務処理量が平準化するような組織機構体制とすることから、超過勤務時間の減少及び人件費の削減、職員の健康管理の増進が見込まれる。	組織機構	47		
			4 福祉課 (内部調整)	1 将来の分園方式への移行に備えるため、本庁配置の保育所長を解消し、各園に所長、主任保育士、加配保育士を置く。各園の管理の充実を図るため、所長を課長補佐に、主任保育士を係長に格付けする。		実施					実施	平成14年度実施	各園に所長(課長補佐)、主任保育士(係長)、加配保育士を配置することで、各園の組織・管理体制の強化と効率的な園の運営が図られた。					組織機構	48	
			5 産業課 (課の再編)	1 産業課長が、農業委員会事務局長を兼務する。		実施					未実施	農業委員会は、市町村に設置される独立の行政機関であるが、地方公共団体共通の課題である財政健全化のための組織のスリム化を図るため産業課への再編実施を平成14年度を目標として検討されてきたが、合併協議において処理することとしていたため、実施されなかった。				合併協議が不調に終わった現状では、農業委員会及びその事務局体制の見直しによるスリム化は急務の課題であり、近年の委員定数の見直し、交付金の縮減や一般財源化等が検討されている中、事務量の在り方等も勘案し決定する必要がある。	組織機構	49	78	
				2 農政管理係、農林振興係を統合、農林振興係とし、職員5名の配置とする。		実施					実施	平成15年度実施	課内の2係を統合することにより、係長職1名の減員。					組織機構	50	
				3 商工経済係へ企画調整課企業立地係の業務(企画事業、土地開発公社事務を除く)を移管する。		実施					実施	平成14年度実施	商工業振興業務と企業誘致業務が一体化されたことで、町内企業に係る振興がより図りやすくなった。					組織機構	51	
				4 谷山ダムかんがい用水の利用について、管理組合等の平成13年度設置を目指し、平成14年4月の供用開始時において、スムーズに管理・運営ができる体制を確立する。		設置	実施					実施	平成14年度実施	鞍手町谷山池パイプライン水利施設設置及び管理条例を制定し、常に良好な維持管理が図られている。					組織機構	52
			6 企画調整課 (課の再編) 厳しい財政状況において、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していく必要があり、中・長期的な視点から、企画都市計画部門と財政部門が連携し、一体となって計画の策	1 総務課から財政係(入札・契約業務を除く)の移管を受け、職員3名の配置とする。		実施					実施	平成14年度実施	総務課に集中する業務の内、財政部門を企画部門に編入したことで、事務量の均衡化が図られ、将来の町づくりに必要な総合計画及びマスタープラン等に基づく実施計画や予算編成が集中的且つ一元的にできる体制強化が図られた。					組織機構	53	41

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			定、各種事業の推進を図る体制とするため、総務課財政係(入札・契約業務を除く)を移管し、課名を「企画財政課」に改める。	2 企業立地系の業務(企画事業及び土地開発公社業務を除く)を産業課へ移管し、企画事業は企画都市計画係、土地開発公社業務は財政係の所管とする。		実施				実施	平成14年度実施	企画調整課・総務課及び産業課の業務内容の再編によって、業務内容の一元化が図られ、業務遂行の効率化が図られた。			組織機構	54	
				3 都市計画事業(遠賀川架橋、鞍手I・C)等の推進、並びに市町村合併推進窓口業務に対応するため、企画都市計画係の職員1名を増員する。		実施				実施	平成14年度実施	職員を1名増員することで、市町村合併推進事務窓口としての対応がスムーズにできた。			組織機構	55	
				4 都市計画事業の進捗状況及び事業量の増大に対応するため、時期を見極め、この業務を所掌する課・係の設置を検討する。			検討			実施	平成16年度実施	まちづくり対策課設置に伴い、都市計画事業に係る遠賀川架橋、仮称筑豊IC、東西南北幹線道路計画事業実施に向けた組織的な対応体制が整い、その実現に向け、集中した取り組みが図られるようになった。			組織機構	56	
				7 下水道課(内部調整)	1 平成15年の供用開始に伴い、下水道会計(企業会計)の移行時期を考慮し、水道課との統合を検討する。			検討			未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。	水道事業は公営企業会計で、下水道事業は特別会計であるので、統合する場合、公営企業会計と特別会計の2つになる方法と、下水道事業を公営企業会計に変更する方法が考えられる。	どちらの方法でも統合は可能であるので、速やかに最善の方法を検討し、平成18年度以降、その移行作業を行う。 上下水道課になることにより、効率的な事務運営と人員削減に繋がる。	組織機構	57	
				2 課長補佐を係長兼務とする。		実施				実施	平成16年度実施	課長補佐が係長を兼務することで、係長職1名の減員。			組織機構	58	
				3 平成15年の供用開始に併せ職員1名を増員する。				実施		実施	平成14年度実施	下水道の一部供用開始に併せ、職員1名を増員したことで、下水道事業の事務処理及び対応が円滑に遂行されている。			組織機構	59	
			8 土木課(課の再編) 石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、土木課、建築鉦害課の体制の見直しが必要となる。 課の再編にあたって、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、土木課と建築鉦害課の再編を図る。	1 建築鉦害課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				実施	平成14年度実施	石炭六法が平成13年度ですべて失効したことに伴い、事務処理量が減少した建築鉦害課と土木課を統合したことで、課長職1名の減員。			組織機構	60	64
				2 技術1係、技術2係を統合、土木係とし、職員6名の配置とする。		実施				実施	平成14年度実施 平成16年度から係員を7名から6名に減員。	失対、緊就等の事業が終息したことに伴う事務量の減少に対応した係の統合により係長職1名の減員。また平成16年度には係員1名の減員。			組織機構	61	
				3 建設課建築係を置き、職員3名の配置とする。		実施				未実施	幸ノ浦の公営住宅建設事業が完了していないので、建築の2つの係を1つの係にできていない。			平成17年度に幸ノ浦の公営住宅建設事業が完了するので、平成18年度には、建築の2つの係を1つの係にでき、人件費削減に繋がる。	組織機構	62	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				4 土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合、庶務係とし、職員4名の配置とする。同和対策室の課の再編に伴う鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する事務を所掌する。		実施				実施	平成14年度に、土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合し、再編後の建設課建設庶務係としたが、鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する事務は、人権推進課から移管されていない。	係の統合により、係長職1名と係員1名の減員。	鞍手町住宅新築資金等貸付金に関する業務については、同和対策室と社会教育課同和教育係が統合され、人権推進事業の一元化により、その所管を人権推進課としたところである。したがって、この業務については建設課建設庶務係へ移管せず、人権推進課に残すべきである。		組織機構	63	
			9 建築鉦害課（課の再編） 石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、課の再編を図る。再編にあたっては、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、建築鉦害課と土木課の再編を図る。	1 土木課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				実施	平成14年度実施	石炭六法が平成13年度ですべて失効したことに伴い、事務処理量が減少した建築鉦害課と土木課を統合したことで、課長職1名の減員。			組織機構	64	60
			10 同和対策室（課の再編） 同和対策事業が一般施策へ移行されることとなるが、今後も「人権・同和問題」等に関する教育、啓発が重要課題であり、事業を円滑に推進するため事務分掌の整理を行い社会教育課同和教育係と統合を図る。	1 同和対策室と社会教育課同和教育係と統合を図り町長の事務部局に「人権推進課」を新設する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	65	72 74
				2 所管する隣保館及び隣保館に関する業務は人権推進課へ移管する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策室の業務が人権推進課に統合されたことにより、平成15年度より、隣保館職員1名の減員。			組織機構	66	
			11 収入役室（内部調整）	1 O A化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成15年度実施	O A化により係員1名の減員。			組織機構	67	
			12 水道課（内部調整）	1 総務係は、O A化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成14年度実施	O A化の推進により、職員定数を1名減員。			組織機構	68	
				2 工務係は、新規事業及び漏水事故等に対する体制の見直しを図り、職員1名の減員とする。		実施				実施	平成14年度実施	工務係内の業務の見直しによる新体制が確立されたことで、係員1名の減員。			組織機構	69	
				3 浄水係は、現在職員2名、嘱託職員3名の体制であるが、これを職員3名、嘱託職員2名体制とする。		実施				未実施	当初の計画に反して職員1名、嘱託が4名となっている。		水道法改定により、浄水場の運転管理や水質管理等の高度な技術業務を、資格を有する民間に委託することが可能であることも踏まえ、浄水場における適正な人員配置の検討が必要である。	高度浄水処理施設などの導入計画と併せ、適正な人員配置計画を検討する。 施設運営を効率的、確実・安定的に行うことにより、水道水を良質で安全かつ安定的に供給できる。	組織機構	70	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			13 学校教育課 (学校事務職員の調整)	1 学校事務職員は、臨時職員等に対応する。		実施				実施	平成16年度実施 平成17年度に完全実施	学校事務業務に従事する職員を臨時職員に切り替えたことで、人件費の削減が図られた。 平成16年度に中学校職員2名のうち1名切り替え。 平成17年度は中学校1名 高校1名の計2名切り替え。			組織機構	71	
			14 社会教育課 (課の再編)	1 「人権・同和問題」等に関する教育、啓発事業を円滑に推進するため、事務分掌の整理を行い、同和教育系の業務を新設する「人権推進課」に移管する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	72	65 74
				2 外郭団体(自主サークル等各種団体)の自主運営を推進し、事務の軽減化に努め、職員1名の減員とする。				実施		実施	平成17年度実施	社会教育係職員1名の減員。			組織機構	73	
			15 人権推進課 (課の再編)	1 同和対策室と社会教育課同和教育係の統合を図り「人権推進課」とし、「人権・同和問題」等に関する教育、啓発等の事務事業を円滑に推進する。		実施				実施	平成14年度実施	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴う同和対策、人権教育・啓発等の関係課業務の統合によって人権推進事業の一元化が図られた。			組織機構	74	65 72
				2 人権推進係を設置し、職員3名の配置とする。		実施				実施	平成14年度実施	課の統合による事務分掌の整理、統合が図られた結果、新設の人権推進係には職員2名を減員し、3名の職員配置とすることができた。			組織機構	75	
				3 隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行い名称並びに事業内容等の変更を検討する。		実施				実施	隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行っている。	同和対策事業が一般施策へ移行されたことに伴い、名称並びに事業内容等の変更を検討することとなっているが、法律改正で事業内容も変わってきている。また、これに対応する施設とするための建替え等の問題を含め関係団体と連動しながら十分な協議、検討が必要である。	今後の隣保館の位置付けや名称等について、今後の隣保館運営審議会等の動向を見定める必要がある。	組織機構	76		
				4 総務課所掌事務の女性政策に関する事務を所管する。		実施				実施	平成14年度実施	総務課所掌事務であった女性政策に関する事務を移管したことで、女性問題を含めた人権推進事業体制が整えられた。			組織機構	77	
			16 農業委員会事務局 (内部調整)	1 農業委員会事務局長を産業課長が兼務、事務局職員2名の配置とする。		実施				未実施	農業委員会は、市町村に設置される独立の行政機関であるが、地方公共団体共通の課題である財政健全化のための組織のスリム化を図るため産業課への再編実施を平成14年度を目標として検討されてきたが、合併協議において処理することとしていたため、実施されなかった。			組織機構	78	49	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			17 社会福祉協議会 (町派遣職員の調整)	1 今後の社会福祉事業を積極的に推進していくうえで、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供する事業主体としての育成と、その質の確保が重要となることから、社会福祉協議会において、福祉の専門的知識・技術を持った職員等の雇用を含め、専門職員の育成・確保を図る。		実施				実施	平成15年度実施	福祉の専門職員の雇用確保(2名)によって、福祉サービスの総合的な提供と自主運営体制が整えられた。			組織機構	79	
				2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成14年4月1日施行されることにより、町派遣職員が共済福祉事業の適用除外となるなど身分的及び処遇面で、町職員との間に格差を生じる事となるため、町派遣職員の派遣を解く。		実施				実施	平成15年度実施	制度改正によって町派遣職員の処遇及び身分の取扱に格差が生じることから、派遣を解くことにより解消された。			組織機構	80	
		2 情報公開の推進について	1 情報公開の推進	1 文書管理システム機能の有効活用を推進し、町民の情報開示の要請に的確に対応するとともにOA化・ネットワーク化に対応しながら定期的に見直しを行う。		実施				実施	平成13年度に、庁内LANの整備に併せ、文書管理システムを導入。個々の職員から文書の有無、保存場所を検索することが出来るようになった。	情報公開を求められた場合、文書の有無が確認できるようにになったことから、情報公開にかかる処理日数が短縮された。			行政運営	81	
		3 高度情報化に対応した行政運営の推進	1 地域情報化計画の策定	1 近年の情報処理及び通信分野における飛躍的な技術革新により急速に情報化が進展し、情報機器が一般家庭に普及しつつある現在、その情報技術を活かし、豊かでゆとりのある生活の実現と、地域の活性化を図るため、個人情報保護、プライバシーの保護に配慮した地域の情報化に関する総合的な計画「地域情報化計画」を策定する。	検討	実施				実施	地域情報化計画(ホームページ等を利用した情報発信に関する情報化)を作成した。	情報化計画に基づくインターネット整備事業で、ホームページの開設、インターネットを使った施設予約の開始、公共施設へのキオスク端末の設置などを行い、住民の利便性が向上した。	「地域」としての情報化を考えた場合、一般家庭の情報機器の普及状況を調査し、情報伝達システムの手法を検討する必要がある。また、それに伴う財源の確保が必要である。 行政側からだけの情報発信だけではなく、インターネットによる双方の情報交換を利用した取り組みが可能となる。	行政運営	82		
			2 IT関連事業の推進	1 OA化・ネットワーク化を推進するとともに、情報処理技術の発達、情報環境の変化に対応できるよう常に研究し、改善を図る。	検討	実施				実施	平成13年度に庁内LANの整備を行い、全ての職員にパソコン配置した。	職員の情報処理技術が向上した。			行政運営	83	
				2 パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。	検討	実施				実施	情報系LANの整備により、平成14年10月よりインターネットの利用ができるようになった	インターネットにより様々な情報の入手が可能になった。			行政運営	84	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題			
				3 インターネット等を通じホームページの開設など鞍手町から全国に向けた情報発信を推進する。	検討 実施					実施	平成14年10月にホームページを開設した。また役場、公民館、町立病院、くらの郷にキオスク端末を設置した。	情報発信手段が拡大した。			行政運営	85
				4 国、県、他市町村とのオンライン化の推進にあたっては、個人情報の保護のための条例を制定し、プライバシーの保護に努める。	検討 実施					実施	個人情報保護条例を制定した。(平成16年9月公布、平成17年1月施行)	プライバシーの保護に関する意識の向上が図られた。			行政運営	86
3 給与・勤務条件の適正化に関する事項	1 給与制度の見直し	1 特昇制度の活用、調整手当・55歳昇給停止の是正 本町の給与制度は、国に準じて実施されてきたが、ラスパイレス指数から判断すると過去から現在まで県下市町村において低位に置かれている。これを解消するため、給与制度の運用面などから見直し、是正を行う。給与の是正にあたっては、可能な限り職員間に不均衡・不平等が生じないよう配慮し実施する。	1 特昇制度の導入により、給与の改善を図り、職員の勤労意欲の向上を図る。	検討 実施					実施	職員組合との協議により昇格運用基準の見直しを行い、平成16年のラスパイレス指数で0.8ポイントの引き上げを行った。	平成16年のラスパイレス指数で0.8ポイントの引き上げ	合併の取り組みが不調に終わった現状で、財政状態から十分な実施ができなかった。	職員の勤労意欲の高揚を図るとともにラスパイレス指数の低位の解消など、職員の意識向上や効率的な行政運営を図る。また超勤などを減らしやる気のある職員を厚遇する環境づくりが必要である。 行政の効率的な運営と職員の勤労意欲の向上につながる。	財政	87	
			2 調整手当は生活給として位置付けられており、県下の市町村の動向を見極めながら是正を行う。	検討 実施				実施	平成14年度より廃止。激変緩和措置として、平成20年度に完全廃止となるように、段階的に引き下げを行っている。	国家公務員に準じた給与と制度の適正化及び人件費抑制が図られた。			財政	88		
			3 55歳の昇給停止は、上記の運用により、県下の動向を見極めながら是正を行う。	検討 実施				実施	平成14年度導入	国家公務員に準じた給与と制度の適正化及び人件費抑制が図られた。			財政	89		
	2 勤務条件の見直し	1 勤務時間の是正	1 地方公務員法により1週間の勤務時間は40時間に定められているが、当町は、38時間45分であり、1時間15分の延長が必要となる。この為、近隣市町の動向を見ながら1日の勤務時間を15分(5時15分まで)延長する必要がある。	検討 実施				実施	平成14年度実施	地方公務員法に規定された1週間の勤務時間の是正確保が図られた。	近隣市町では、当町のほか若宮町、小竹町で実施されているが、1日15分間の勤務時間の延長を住民サービスの向上へつなげる必要がある。 (事例：直方市の場合：17時まで。ただし、木曜日は市民課、税務課、国民健康保険課、福祉課が19時までの勤務) (宮田町は17時まで)	1日15分の勤務時間の延長を住民サービスに生かす観点から、1週間の労働時間40時間の範囲内で1週間内の1日に集約するなどの勤務時間体制づくりとそのための条件整備が必要である。 平成17年度実施を目標に法的整備及び内部調整が必要である。 1日15分の勤務時間を1週間の内の1日に集約することで、町外、町内に勤務する労働者や一般町民が諸証明書を取る上での利便性が増すことになり、住民サービスの向上に繋がる。	組織機構	90		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
		3 超過勤務の削減（検討資料別紙）	1 超過勤務の削減	1 適正な定員管理を実施するとともに、超過勤務の業務内容を分析し、事務処理方法の効率化、簡素化、並びに特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分を行い超過勤務時間の削減を図り、職員の健康管理の維持に努める。特別な事由による業務量の増加に対しては、臨時職員、再任用職員を雇用し対応する。また、事務改善委員会において超勤実績について、職員の健康管理、経費の節減面から検討を加え、改善を図る。	検討 実施					実施	事務のO A化の導入や、一部に外部委託を取り入れたことにより、超過勤務が減少した。	一般会計・特別会計・企業会計等を併せたところでの超過勤務時間が、平成13年度で36,467時間であったが、平成16年度は22,554時間で13,913時間減少している。また、前年度との超過勤務時間を比較してみると、平成14年度が対前年度比 12,627時間、平成15年度が対前年度比 305時間、平成16年度が対前年度比 981時間といった減少効果が得られており、超過勤務時間の削減が図られている。	職員の健康管理、超過勤務の業務内容等を分析、検討し改善する機関として事務改善委員会の設置が考えられていたが、未設置であった為、その検討、改善等が十分に図られていない状況である。	今後、地方分権により事務量の増加が予想されることから、平成18年度に更なる改善を図るため、事務改善分科会において、改めて適正な定数管理、事務処理方法の効率化・簡素化、特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分等の検証を行う必要がある。	組織機構 財政	91	
	4 定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項	1 職員採用計画の策定	1 適正な定員管理	1 職員採用計画を策定する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、職員採用計画策定が中断している。		平成18年度実施を目標に、計画的な職員採用計画を策定する。	組織機構	92	93	
				2 職員採用計画に基づき、適正な定員管理を行い、臨時職員の雇用は、定数の欠員以外、特殊な場合を除き抑制する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、職員採用計画策定が中断している。		平成18年度実施を目標に、計画的な職員採用計画を策定する。	組織機構	93	92	
		2 職員定数の配分の見直し	1 職員定数の削減	1 組織の再編・係の統廃合を実施するとともに適材適所に配し、行政効率の向上を図り、職員の削減を図る。	検討	実施				実施	現状での組織機構の範囲の中で実施されている。	平成13年4月における職員定数は438名、実員数は383名であり、平成17年4月の現状は、職員定数427名と実員数354名となっており、定数11名、実数29名の減員となっている。	職員定数の削減については、今後の行財政改革において重要課題である。したがって、行政運営専門部会の策定する実施計画案との整合性を図りながら、組織機構を改革し、適正な職員定数の是正を行う必要がある。	職員提案制度等を十分に活用、活性化させるとともに行政運営専門部会との連携が必要である。	組織機構	94	
		3 職員研修等のあり方	1 職員研修の全体的な見直し	1 職員の自己意識改革及び能力向上のため、必要に応じ専門的に、或いは全体的に必要な要素を考慮した研修を実施する。		実施				実施	専門的分野の研修については、福岡県市町村研修所主催の専門研修に参加することで、その目的を達成している。また、公務員としての必要な要素を考慮した研修については、町独自で講師等を招聘し、研修を実施している。	職員の業務遂行に必要な自己能力の向上及び自己啓発に効果を発揮している。	現在の公務員による公務員の為の専門研修及び一般研修の取り組みは行われているが、今後は、地方行政も民間の経営感覚等を取り入れる時代に入っており、そうしたことから民間で研修できる研修先等を開拓する必要がある。	民間研修を取り入れるとした場合には、平常勤務に支障の出ない機構づくりと、その課・局内の業務体制づくり等が今後の整備すべき条件となってくるため、今後の行政運営専門部会及び組織機構専門部会の連携が必要である。	組織機構	95	
			2 職員の意識改革	1 増大する行政需要、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、適切な人材配置、人事異動により職域の活性化、職員の「やる気」を引き出す。また、研修等の充実により、職員の意識改革を図る。		実施				実施	職員の意識改革を図るため、人事異動による職域の活性化及び福岡県市町村研修所が実施する研修等に参加している。	職員の意識改革が見込まれる。	平成18年度以降を見据えた組織機構の再編、統廃合による課・局の整理合理化を達成し、併せて組織機構に対応した職員定員管理の適正化計画を平成17年度中に策定する必要がある。	平成17年度中に組織の整理合理化計画及び職員定員管理の適正化計画を策定し、平成18年度からの実施を目指す。	組織機構	96	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			3 職員の能力開発	1 職員の能力開発を効果的に推進するため人材育成の目的、方策等を具体的に示す基本方針を策定する。		実施				未実施	合併の取り組みを始めたため、人材育成に関する基本方針の策定が中断している。				平成18年度実施を目標に、人材育成に関する基本方針を策定する。 計画的に人材育成（研修、派遣）を行うことにより、高度な住民サービスに繋がる。	組織機構	97
				2 職員による提案制度を確立し、その活用により、行政運営の改善に努める。	検討	実施			未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断しているが、事務改善分科会を再開することにより、平成17年度内の制度の立ち上げは可能である。			事務改善分科会で検討し、職員提案制度のシステム化を図る。 職員の意識改革、職員の行財政に関する意識の高揚。	行政運営	98	5 20	
				3 職員の政策形成能力を育成するため、県等、他の地方公共団体や研修機関へ職員を派遣することを検討・実施する。		検討 実施			実施	毎年度、5市15町2村で構成する「福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会」の政策形成研修会に参加し、職員の行政事務処理能力の向上を行っている。	職員の政策形成能力の育成が図られ、行政事務の効率化が見込まれる。	全研修における計画的な実施案と派遣計画案が策定されていない。	平成18年度に全研修における計画的な実施案及び派遣計画案を作成し、実施する。 また、毎年度の「福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会」の政策形成研修会参加を継続し、職員の育成を行う。 職員の研修会参加により行政間の交流ができて行政事務の効率化が図られる。	組織機構	99		
				4 業務マニュアルの作成、職場会議の充実を図る。		実施			未実施	事務の簡素化やマニュアル化等を検討するため、平成15年8月に事務改善委員会を設置したが、合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。			事務改善分科会でマニュアル作成方法の検討を行う。また作成方法に基づき、個々の職員が行っている事務を洗い出し、調整することが必要である。 各種業務において、職員の異動等により対応が違う。特定職員でないと業務が進まないといった問題が解消される。	行政運営	100		
			4 専門性の向上への対応	1 多様化、複雑化する行政需要に対応するため、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を図る。		実施			未実施	合併を進めていたので、協議が中断している。				人事交流（県、政令市）を行うためには、柔軟な組織機構作りをする必要がある。 平成18年度以降、人事交流を行っていくことにより、各業務毎にスペシャリストを育てることができ、住民に対しての高度な公共サービスが展開できる。	組織機構	101	17 23
				5 民間委託等による事務運営改善に関する事項	1 民間委託等について委託可能分野の検討及び手段	1 民間委託等の検討	1 効率的な行財政運営を図るため、住民サービスの維持・向上に配慮し経済コストの比較等の多角的検討を行い、民間委託等を推進する。		検討 実施			実施	平成16年7月に指定管理者制度の導入による鞍手駅の管理委託（指定管理者：JR九州、株駅レンタカー九州）を行った。また他の公共施設について、管理委託状況調の提出を関係各課へ平成17年4月中提出を依頼済。各施設の収支等について調査を行い、10月中には民間委託等の是非判断資料の作成を予定している。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は 5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。	指定管理者制度の経過期間終了日（平成18年9月1日）までに、条例制定、指定管理者の議会承認に2回の議会審議が必要なことから、平成17年末までに見直しが必要である。	各施設の収支や契約内容等を精査できる資料の確保を行い、民間委託と直営での収支等の比較資料の作成を行う。 経費及び人員削減。	行政運営 施設
			6 行政委員会等に関する事項	1 行政委員会等の検討	1 行政委員会等の委員改選時に併せ、条例・規則の見直しを行い、極力「充て職」の委員を削減し、効率的かつ民意・女性の意見が反映しやすい委員構成を図る。		検討 実施			実施	可能なものから、充て職を改め、団体推薦制度を主体に実施してきている。	平成17年度中に任期を迎えない委員については、年度内の実施は困難である。	各種委員の任期終了時には、充て職を改め、団体推薦制度を主体に実施していく必要がある。 また公募や女性の参画についても、根拠となる例規の整備を含め、検討していく必要がある。 特定された人に偏らず、幅広く意見を聞くことが出来る。また民意、女性の意見が反映できる。	行政運営	103		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
	7 効果的な行政運営	1 提案の委員会	1 窓口担当者検討会議 (所管 住民課、福祉課、保険課、税務課、水道課、健康増進課、社会教育課)	1 課・係の配置、施設の改善、受付の方法・来庁者への対応、総合窓口の設置等について、改善策を検討、整理し事務改善委員会へ提案する。会議へは、各課から窓口担当者1名が出席し、提案を行うために会議を随時開催する。						実施	住民の立場に立った各課室局の窓口業務改善検討のため、平成14年度に窓口担当者会議において取りまとめた会議報告書は作成されている。		当時の事務改善委員会が未設置であったため、改善案のとりまとめがなされていない。	平成18年度実施を目標に、平成14年度に窓口担当者会議で取りまとめられた会議報告書を、事務改善分科会で再検討し、組織機構専門部会で最終協議後、取りまとめる必要がある。 また、課、係の配置並びに施設の改善については、行政運営専門部会の改革実施計画案が取りまとめられた段階で、住民が利用しやすい課等の配置計画案を策定することが必要である。 住民の立場に立った窓口サービスの提供が見込まれる。	組織機構	104	32 33
			2 滞納等に係る検討委員会 (所管 税務課、保険課、建築鉅害課、同和対策室、福祉課、学校教育課)	1 税金・保険料・家賃・保育料等の滞納に対処するため、他市町村の状況等の調査、研究を行い、機構の再編を含め、その対策について検討、整理を行い事務改善委員会へ提案する。委員は各課から係長クラスを1名選出し、提案を行うために会議を随時開催する。					実施	平成14年度に「滞納等に係る検討委員会」を設置し、中間報告の原案を作成した。		「滞納等に係る検討委員会」では、中間報告の原案を作成したが提出までにいたらなかった。現在の状況と合わない部分もあることから、原案を基に、再度協議を行う必要がある。	平成17年度中に町立病院・下水道・老健施設を含めた滞納処理分科会を設置し、再度協議を行う。 税込及び家賃等の未納の減少が見込まれる。	組織機構	105	37	
C 施設部門における実施計画	1 施設改善や管理改善を必要としない施設	1 施設改善や管理改善を必要としない施設	1 総合福祉センター	1 施設が出来たばかりであり、管理について保健棟を含む全施設の民間委託を検討したが、保健業務を第三者へ委託できない状況(法的規制)があり、現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行っている。		保健棟は法的規制があることにより業務を委託できないが、管理棟と勤労者体育館については検討を要する。	指定管理者制度(民間委託)と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	106	
			2 歴史民俗資料館	1 資料館としては施設整備が整っており、現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行っている。				施設	107	
			3 鞍手駅	1 遠賀川架橋の建設や周辺開発等により、今後駅周辺環境が大きく変化することが予想されるが、当分の間現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行ってきたが、平成16年7月に指定管理者制度の導入による管理委託(指定管理者:JR九州、(株)駅レンタカー九州)に切り替え。	平成15年度の鞍手駅管理委託の収支は5,124千円であったが、平成17年度の予算額では404千円となっており、経費の削減が図られている。			施設	108	
			4 中学校	1 今後生徒数の減少(生徒数の推計)は明らかであるが、17年度までの学級数予想は現在と変化ない。今後の生徒数の動向を見ながら、余裕教室の活用を図る必要がある。						実施	生徒数の減少により生じた余裕教室を南北中学校とも少人数学級教室として利用している。				施設	109	
	2 施設改善や管理改善を必要とする施設	1 施設改善や管理改善を必要とする施設	1 衛生センター	1 施設改善 施設の縮小 公共下水道の各家庭への普及にあわせ、施設の縮小を図る。	検討				実施	未実施	下水道の供用開始後間もないため、施設の縮小に至っていない。			施設	110		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
				2 管理改善 現状維持での管理 嘱託職員1名が配置されているが、現在業務のほとんどが民間委託されている状況であり、また公共下水道の普及と関連した施設であることから、現状維持での管理とする。						実施	現状維持の管理を行なっている。				指定管理者制度（民間委託）と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	111
			2 町立保育所	1 施設改善 現状維持での管理 地域の理解を得ることが困難。また送迎バスが必要になるなどから施設の統廃合は困難であり、施設は現状維持の管理とする。						実施	現状維持の管理を行なっている。					施設	112
				2 管理改善 定員見直しと分園方式を取り入れた効率的な運営を図る。 少子化により園児の確保が困難となっている現状から、定員(30人)未滿となった場合は分園方式による運営を実施。 児童が多く利用する、魅力ある保育所づくりを熟考する必要がある。	検討					実施	実施	平成16年4月に、剣第一保育所で60名から90名に定員見直しを行っている。 他の保育所の定数は、古月保育所90名、西川第一保育所、西川第二保育所、剣第二保育所、各60名で合計360名となっている。	待機児童の解消が図られた。	現段階では、30人未滿の園はなく分園は考えられないが、これからの保育所入所者数によって分園方式や統廃合を検討する必要がある。	平成17年4月現在、1歳児110名、2歳児78名、3歳児86名、4歳児71名、5歳児54名、合計399名の児童がいるが、保育所・幼稚園の入所児及び未入所児を的確に把握し、推計を行っていくことが必要である。	施設	113
			3 隣保館	1 施設改善 全面建て替えが必要 施設の老朽化が激しく、社会福祉法に基づく高齢者や障害者などに配慮した施設への建て替えが必要。 広く地域住民が利用でき、人権・同和問題の解決に資するための設備を備えた施設とする。	検討		実施			未実施	合併に取り組んでいたことと、財政面の問題から実施にはいたらなかったが、平成16年度に高齢者、障害者等に配慮してスロープを設置している。				建て替えの問題は、今後の隣保館の位置付けや名称等の問題とあわせて、今後の隣保館運営審議会等の動向を見定める必要がある。	施設	114
			4 浄水場 (水道設備)	1 施設改善 水質改善を図るため、取水及び浄水施設の改善が必要 取水場と浄水場に藻類抑制装置を設置し、良好な水の供給に努める。	検討		実施			実施	浮州水源の水質改善対策として、藻類抑制装置を平成元年から設置、平成13年には装置の入れ替え及び増設をし、更に平成14年は装置能力の向上を行った。	藻類抑制装置の効果として、低層部分を含め全体的にDOの増加が認められ、魚類の斃死の減少、アオコが水面を覆うことが減少したが、水質改善効果が具体的には確認できない状況である。	水質改善の具体策として、水源の変更や高度浄水処理施設の導入計画等の検討を行い、水利権の取得、財源の確保が必要となる。また、水質が年々悪化している傾向にあり、将来にわたり、新水質基準を確実にクリアしていく必要がある。	高度浄水処理施設の導入、既設備機器の経年劣化による施設の更新など、施設改善計画を早期に策定し、具現化する必要がある。 将来にわたり、新水質基準に基づく安全かつ安定的に美味しい水の供給ができる。	施設	115	
				2 施設改善 緊急時における水源確保 緊急時における他の水源からの取水確保を図る。	検討		実施			未実施	企業経営としての財政面、新たな水利権の取得の問題などから実施していない。		他の水源地からの取水確保のためには、水利権の確保のための関係地域との調整や、新たな取水施設整備の財源確保が必要になる。	異常湧水や将来の水需要を想定し、施設改善計画と併せた総合的な計画を策定する必要がある。 緊急時における水源の確保や、将来の需要の増大に対処でき、安定した水の供給が可能となる。	施設	116	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連		
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果	
				3 管理改善 料金改定の必要 水質改善等にかかる経費との均衡を図るための料金改定が必要。	検討		実施			未実施	厳しい経営状況ではあるが、経費節減に努め水質改善施設の費用を捻出しており、水道料金の改定が必要となるまでに至っていない。		施設改善は、多大な設備投資が必要となることから、財政状況を見極め、水道料金の改定も視野に入れ、将来の企業経営に配慮する必要がある。	将来の経営計画を策定し、経費節減を図りながら、必要最小限の投資で最大の効果が得られるよう努める。 企業としての健全経営の確保が図られる。	施設	117		
				4 管理改善 民間委託の検討 水道法改定後には浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術を要する業務の第三者への委託を検討するとともに、清浄で豊富低廉な水の供給を図る。	検討					未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		水道法改定により、民間委託が可能となったが、企業経営上、経済効果等の十分な検討が必要である。	民間委託による経済効果の検証及び他市町の実態調査が必要である。また、経済性・安全性を見極める必要がある。 企業の健全経営が図れ、将来にわたり安定した水の供給ができる。	施設	118	15	
		5	学校給食共同調理場	1 施設改善 近隣市町での広域的調理場の建設	検討				実施	未実施	鞍手郡4町で合併以前から広域的調理場の建設について協議をしてきているが、合併の取り組みにより協議が中断している。		鞍手郡4町の中で、宮田、若宮が合併することから、当時と状況が変わってきている	今後は近隣市町の動向を見ながら、広域的調理場建設も含めた調理場建設の検討が必要である。	施設	119		
				2 管理改善 現状維持での管理 民間への全面委託を検討した結果、経費の節減化は図れるが、人命にかかわる衛生面の徹底に不安が生じるなどのため、現状維持とする。						実施		現状維持の管理を行なっている。				施設	120	
		6	町営住宅	1 施設改善 耐用年数を経過した住宅の計画的な立替と譲渡処分 国土交通省の払下げ採択要件（全員同意等）の緩和を要望し、払下げ等譲渡処分に努める。 良質な住宅として既存住宅の整備を図り、将来、住宅需要の受け皿とする。	検討				実施	未実施	建て替え及び整備の財政措置ができなかった。また払下げ譲渡処分のため、新北栗ヶ崎町営住宅において同意を求めたが、全員の同意を得ることができなかった。				国に対し、払下げ採択要件の緩和を要望していくことが必要である。	施設	121	
				2 管理改善 入居者基準の遵守等管理の見直し、管理条例に定められた各事項の厳守の徹底。	検討	実施				未実施	合併の取り組みの中で検討していたため、実施にはいたっていない。			入居者との協議が必要である。	施設	122		
		7	体育施設 (浮洲公園野球場・武道館・弓道場・野球場・町民グラウンド・テニスコート・総合プール)	1 施設改善 浮洲公園野球場ベンチ、バックネット、内野の整備。	検討		実施			実施	浮洲公園野球場については、平成15年度に防球ネット新設工事を行った。ベンチ、内野の整備については現状の維持管理としている。	年度間利用者数が、平均で約1500名であったが、工事後の平成16年度は1989名となっており、利用者が増えている。				施設	123	
				2 施設改善 町民グラウンド暗渠排水の整備。	検討		実施			実施	雨期時の排水対策のため、町民グラウンドに自由勾配側溝の新設を行った。		排水能力が完全ではないため、暗渠排水の整備が必要であるが、財政措置が必要となる。	グラウンド整備の財源のために、使用料の有料化の検討が必要である。	施設	124		

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連	
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題				今後必要な取り組み・見込まれる効果
			8 勤労者体育センター (平成15年度より町立体育館)	1 管理改善 昼間無人管理の解消 昼間の利用者が多く、職員不在による使用上の不備がある。 トラブル防止を図るためにも、管理職員の配置が必要。 (トレーニングセンターの移転により、管理ができにくい状況となっている。)	検討	実施				実施	職員の輪番制で対応している。	利用者間のトラブル解消			施設	125	
			9 公民館 (中央公民館・長谷別館)	1 管理改善 長谷別館のより広い活用を図る。 子供野営訓練施設等として、施設の有効利用を図る。	検討	実施				実施	文化サークルなど7団体の利用及び六ヶ岳登山者が休憩場所として利用している。	年度平均で約1000名の利用があり、有効活用が図られている。			施設	126	
			10 共同施設 (亀の甲・南区・春日・八尋・松隈・室木の各集会所)	1 管理改善 管理責任の明確化(地元等との管理区分の明確化を図る) 松隈共同作業場は、学習の場として使用目的の変更をする。他の共同施設についても、地元との管理区分を明確にすることが必要。	検討	実施				未実施	松隈共同作業場の使用目的変更について、県に確認を行った結果、目的外使用ができないとのことであり、実施には至っていない。 また、他の共同施設の管理区分明確化については、合併の取り組みの中で検討していたため、実施には至っていない。	八尋集会所については平成7年2月に管理委託契約を締結しているもので、他の集会所についても検討する必要がある。	八尋集会所の管理委託契約を含め、全ての集会所において管理区分を明確化するためには、地元との協議をしていく必要がある。	施設	127		
			11 町有地	1 施設改善 処分と有効利用を図る。 売却出来るものから、積極的に処分を進める。	検討	実施				実施	申請があれば積極的に処分を進めている。 平成14年度新延教善寺に土地払下げ。平成15年度室木の土地払下げ。平成16年度室木及び新延の土地払下げ。	維持管理が不要となる。			施設	128	
			12 公園	1 施設改善 都市公園として整備を図る。 鞍手・浮洲・中央公民館の三ヶ所を、都市公園として整備。 2 管理改善 地域内にいる公園は、従来どおり地元管理を指導し、他の公園(剣岳公園・荒五郎山等)は、都市公園化出来るものから順次実施していく。	検討					実施	未実施	合併の取り組みを始めたため、協議が中断している。		平成17年度中を目標に、都市公園条例を制定する。(鞍手公園、中央公民館、大谷自然公園) 地方交付税措置がある。	施設	129	
					検討					実施	実施	地域内には27ヶ所の公園があるが、従来どおり地元管理の指導を継続している。	都市公園化には、多額の確定測量費が必要となる。	財政措置が必要。	施設	130	
	3 民間等への委託を検討する施設	3 民間等への委託を検討する施設	1 葬斎場	1 施設改善 火葬炉への進入路の改善 第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。 2 施設改善 告別室の廃止 告別室を利用して、第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。 3 管理改善 全面民間委託への移行 現在、町で行っている火葬業務と清掃業務の民間委託を行うことにより、経費削減を図る。	検討	実施				実施	実施	平成15年度にローパーティションによる間仕切りを設置し、搬入路を確保している。 平成15年度にローパーティションによる間仕切りを設置し、搬入路を確保している。	告別室の廃止をすることなく、搬入路を確保することができた。 告別室の廃止をすることなく、搬入路を確保することができた。		施設	131	132
					検討	実施				実施					施設	132	131
					検討	実施				未実施				指定管理者制度(民間委託)と直営との経費を比較し、平成18年9月までに決定する。	施設	133	

大分類	中分類	小分類	細分類	実施概要	実施計画					検証結果				関係専門 部会	連番	関連
					13	14	15	16	17	区分	具体的内容	効果	課題			
	4 統廃合を 検討する 施設	4 統廃合を 検討する 施設	1 小学校	1 施設改善 小学校統合 の実施 小学校生徒数の推計 (平成19年西川小学校 が国の基準に満たなく なる)から、国の生徒 数基準が緩和されない 場合、複式学級化を考 慮して、統廃合の実施 を検討。その場合にお ける住民意識を考慮 し、理解を求めるため の専門委員会を設置。	検討					実施 未実施	現在の数値における推計では、 国の基準を満たしているため、 実施していない。		統廃合実施のためには該当小学校 区保護者の理解とスクールバス運 行の実施が必要となる。	国で学級編制基準の緩和(30人学 級等)が検討されていることか ら、その動向により判断していく 必要がある。	施設	134
			2 鞍手高校(分 校)	1 施設改善 近隣市町で の組合立設置か廃止 公立高校の統再編計画 が17年を目安として 進められることを視野 に入れて検討する。 なお、存続する場合は 体育館建設は必要であ る。	検討					実施	平成15年度に鞍手分校同窓会に より同窓会館が設置され、平成 16年4月に町が同窓会より、体育 館も兼ねた多目的施設として寄 附を受けた。	多目的施設を学校は行 事、授業等で活用し、ま た社会体育施設として地 域住民にも開放し利用が 行われている。	平成17年の公立高校の統再編計画 には上がらなかったが、今後統再 編計画が見直された場合は、検討 が必要である。	今後の再編計画で組合立廃止とな る場合は、同窓会との協議が必要 である。	施設	135
			3 浮洲プール	1 施設改善 施設の廃止 施設の利用者が少な く、老朽化が激しいた め、近隣市町(中間 市・遠賀町)及び地元 との調整を図り廃止す る。	検討		実施			実施	平成15年3月、浮洲プールを廃止 した。	人件費、管理費の削減が 図られた。		廃止施設の処分及び跡地利用につ いて、財政措置も含め検討が必要 である。	施設	136